

本県議会における対応（案）と他都府県議会の比較

資料2

令和4年9月7日

	対象となる欠席の期間	欠席の対象とする会議等					減額率	適用除外の(減額対象から除外する)欠席の理由						減額月	期末手当への反映	制定年
		本会議	委員会	協議等の場	議員派遣	委員派遣		出産	公務上の災害	通勤災害	感染症	左記4項目に類する場合の議長認定	その他			
神奈川県(案)	第1回定例会 第2回定例会 第3回定例会(前半) 第3回定例会(後半)	○	○	—	—	—	不支給	○	○	○	○	—	病院又は診療所への入院及び退院後の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めた場合	翌月から出席月の前月まで	議員報酬の不支給月分は算定から除外	
秋田県	1 定例会 【年間：2 定例会】	○	○	○	○	○	2分の1	○	○	—	○	—	—	翌月から出席月の前月まで	基準日に長期欠席中の場合は不支給	平成20年
東京都	1 定例会 【年間：4 定例会】	○	○	—	—	—	不支給	○	○	○	○	○	病院又は診療所への入院及び退院後の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めた場合	翌月から出席月の前月まで	議員報酬の不支給月分は算定から除外	令和4年
群馬県	1 年間	○	○	—	—	○	2分の1	—	○	○	○	—	—	翌月から出席月の前月まで	議員報酬の減額月分は2分の1減額して算出	平成26年
新潟県	1 月	○	○	○	—	—	2分の1	※減額して支給することができるとの規定						当月	基準日に議員報酬が減額されている場合、減額後の月額で算出	昭和25年
富山県	1 定例会 【年間：4 定例会】	○	○	○	○	○	2分の1	○	○	○	○	○	—	翌月から出席月の前月まで	議員報酬の減額月分は算定から除外	令和3年
大阪府	1 定例会 (9月定例会は前半と後半に分けた期間) 【年間：3 定例会】	○	○	○	○	○	不支給	○	—	—	○	—	病院若しくは診療所への入院であって医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が議会運営委員会に諮って認めた場合	翌月から出席月の前月まで	議員報酬の不支給月分は算定から除外	令和3年
奈良県	2 定例会 (その間の期間を含む) 【年間：4 定例会】	○	○	○	○	○	2分の1	○	○	○	○	—	負傷又は疾病により療養を要する旨の医師の診断書が提出された場合であって、当該負傷又は疾病による欠席について、議長が議会運営委員会に諮ってやむを得ないものと認めた場合	翌月から出席月の前月まで	議員報酬の減額月分は2分の1減額して算出	令和4年
鳥取県	1 年間	○	○	○	—	—	不支給	—	○	—	○	○	—	翌月から出席月の前月まで	議員報酬の不支給月分は算定から除外	平成21年
福岡県	2 定例会 (その間の期間を含む) 【年間：4 定例会】	○	○	○	—	—	不支給	—	○	—	○ (結核性疾患)	○	—	翌月から出席月の前月まで	議員報酬の不支給月分は算定から除外	平成15年
熊本県	定例会の期間中	○	○	—	該当なし	該当なし	不支給	※正当な事由があれば、適用除外(病気は正当な事由に該当)						定めなし	—	昭和28年
大分県	1 年間	○	○	—	—	—	2分の1	—	—	—	—	—	—	(適用事例がないため)不明	—	昭和23年
鹿児島県	一つの定例会 又は臨時会 【年間：4 定例会】	○	—	—	—	—	不支給	※正当な事由があれば、適用除外(病気、出産は正当な事由に該当)						当月	—	平成9年